

News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2025年11月27日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

厚生労働大臣、老健局長へ要望

介護分野の看護職員の待遇改善を

公益社団法人日本看護協会（会長 秋山智弥、会員73万人）は11月20日、上野賢一郎厚生労働大臣、黒田秀郎老健局長に「介護分野における看護職員の待遇改善に関する要望書」を提出しました。

報道関係の皆さんにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

物価高騰に伴うあらゆるコストの上昇が介護施設などの経営を圧迫しているだけでなく、他産業との賃金格差の拡大や慢性的な人材不足により、介護分野の看護職員の確保・定着が一層厳しさを増しています。

令和7(2025)年賃金引上げ等の実態調査では、医療・福祉分野の賃金改定率は全産業平均を大きく下回っており、全産業並みの待遇改善が図られなければ、介護分野からの人材流出は避けられず、地域の医療・介護提供体制の維持が困難になる恐れがあります。訪問看護や介護施設・事業所では、看護職員の賃金の伸びが低い状況が続き、離職率も高い状況であることから、地域で必要な看護を確保するためには早急な対策が必要です。このような状況から本会は、介護分野における看護職員の待遇改善を目的とした支援策を要望しました。

秋山会長は「人々が適切に医療・介護を受けられる社会をまもり抜くためにも、介護分野で働く看護職員の待遇改善は喫緊の課題だ」と述べ、補正予算による財政支援や介護報酬改定による対応などを求めました。

黒田老健局長は「補正予算では一時的な対応になるので、介護報酬改定に向け相談しながら対応していきたい。人材確保のためにDXなどのテクノロジーの力も借り、効率化を進めることも話していきたい」との意向を示しました。

上野厚労大臣宛の同要望書は黒田老健局長へ手渡しました。



黒田老健局長（右）に
要望書を提出する秋山会長

要望事項

1. 令和7年度補正予算において、物価高騰・賃金上昇に苦しむ訪問看護・看護小規模多機能型居宅介護事業所・介護施設等で働く看護職員の待遇改善を目的とした支援策を講じられたい。
2. あわせて、令和8年度介護報酬改定にあたっては、介護職員等待遇改善加算の対象について、特定の職種に限定せず、看護職員を含む介護分野で働くすべての職員に拡大されたい。

令和7年11月20日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 秋山 智弥



介護分野における看護職員の処遇改善に関する要望書

物価高騰に伴うあらゆるコストの上昇が介護施設等の経営を圧迫しており、令和7(2025)年賃金引上げ等の実態に関する調査によると、2025年の全産業の賃金改定率4.4%に対し、医療・福祉分野は2.3%と差が拡大しています。他産業並みの賃上げ、労働に見合う処遇改善が実現されなければ、人材流出を招き、地域の医療・介護提供体制は崩壊します。

とりわけ、医療と介護の連携を強化し、住み慣れた場で人生の最期まで暮らし続けることを支える地域包括ケアシステムの構築に向けては、訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護(看多機)事業所、介護施設等における看護職員の確保・定着が不可欠です。

しかし、令和6年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料は、訪問看護事業所では医療保険分の割合で按分されるため、すべての訪問看護師の十分な処遇改善の原資にはなりません。加えて、介護保険における介護職員等処遇改善加算は、訪問看護及び居宅介護支援事業所は対象外となっています。訪問看護事業所で就業する看護職員の賃金は、病院勤務に比べて低く、早急な処遇改善がなければ看護職員の確保・定着は困難となります。

また、介護職員等処遇改善加算、及び介護人材確保・職場環境改善等事業は令和7年度までの措置となっています。介護従事者等の中で、介護施設・事業所の看護職員の賃金の伸びがもっとも低額であり、介護等分野における看護職員の離職率は介護職員よりも高い状況が続いている。

今後も増大する看護ニーズに応え、すべての地域、あらゆる世代の人々が、適切に医療・介護を受けられる社会を守り抜くため、以下の財政支援・措置につきまして格別のご高配を賜りますよう、強く要望します。

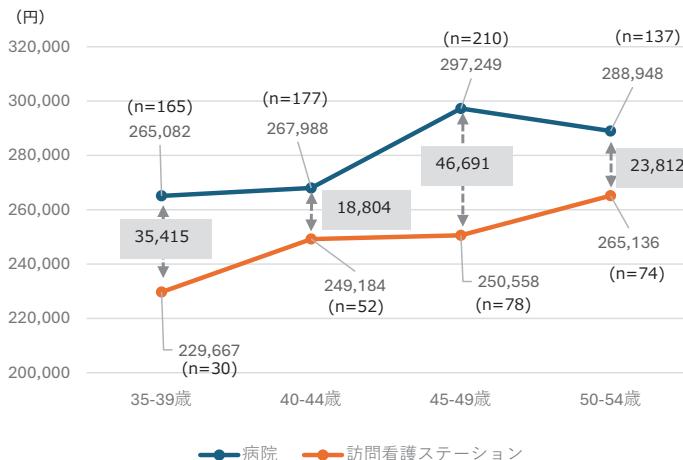
要望事項

1. 令和7年度補正予算において、物価高騰・賃金上昇に苦しむ訪問看護・看護小規模多機能型居宅介護事業所・介護施設等で働く看護職員の処遇改善を目的とした支援策を講じられたい。
2. あわせて、令和8年度介護報酬改定にあたっては、介護職員等処遇改善加算の対象について、特定の職種に限定せず、看護職員を含む介護分野で働くすべての職員に拡大されたい。

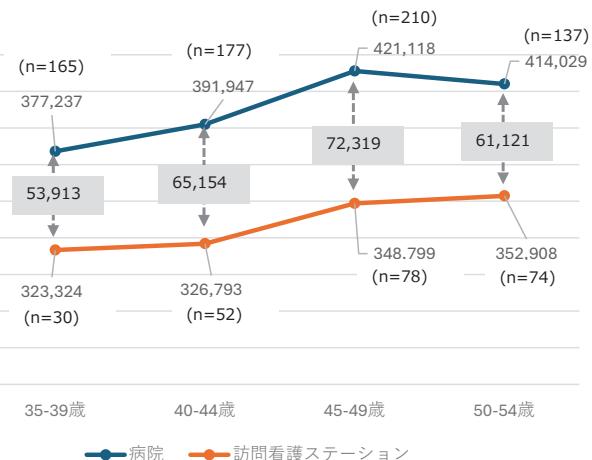
介護等分野に従事する看護職員の処遇改善(訪問看護師)

- 一般労働者と比較し、看護師の就業者が最も多い40代後半の月額賃金で9.5万円の差がある（2024年）。
- 訪問看護ステーションで働く看護師（非管理職・正規雇用フルタイム勤務）の賃金水準は、どの年代でも、病院で働く看護師よりも低い実態にある。
- 基本給与総額で約18,800～46,600円低く、税込み総額では夜勤手当の差も反映されるため、約53,900円～72,300円の差になる。
- 診療報酬のベースアップ評価料は、医療保険分のみが評価されるうえ、介護報酬の介護職員等処遇改善加算は訪問看護ステーションが対象になっていない。
- 訪問看護ステーションで働く看護師の、処遇改善に確実につながる原資が確保されていない現状にある。

■ 病院と訪問看護ステーションにおける、年代別正規雇用フルタイム勤務看護師（非管理職）の基本給与総額の比較（2025年1月の給与）



■ 病院と訪問看護ステーションにおける、年代別正規雇用フルタイム勤務看護師（非管理職）の税込み給与総額の比較（2025年1月の給与）



出典：2024年度 看護職員の賃金に関する実態調査（日本看護協会）のデータを用いて作成

© 2025 Japanese Nursing Association . 1

介護等分野に従事する看護職員の処遇改善(介護施設・事業所)

- 令和6年度9月末時点で介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを取得している施設・事業所のうち、介護職員以外への配分として、看護職員の処遇改善を実施した事業所は51.9%（複数回答）。看護職員の平均基本給等（月給・常勤の者）は前年度から7,140円増加しているが、他職種の伸びに比べると、もっとも低額である。
- 介護等分野における看護職員の離職率は、訪問介護員、及び介護職員（施設等）よりも高く、前年度に比べて離職率が上昇している。

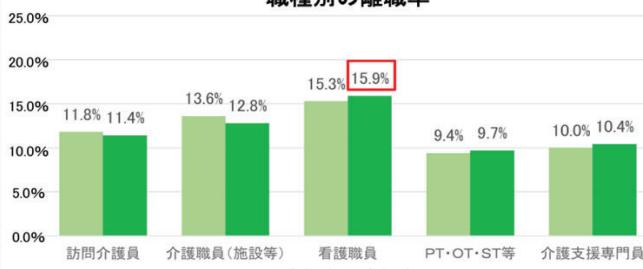
■ 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における、介護職員以外への配分状況

介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答） ※上位5つを掲載	
看護職員	51.9%
生活相談員・支援相談員	50.8%
事務職員	37.9%
PT・OT・ST又は機能訓練指導員	34.3%
介護支援専門員	32.8%

出典：第247回介護給付費分科会 資料2

■ 介護サービス事業所における職種別の離職率

職種別の離職率



注1)離職(採用)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数

注2)介護職員（施設等）：訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員：訪問介護事業所で働く者。

介護職員とは「介護職員（施設等）」及び「訪問介護員」の2職種全体をいいます。

出典：第247回介護給付費分科会 資料2

■ 介護從事者等平均基本給等の状況（月給・常勤の者、職種別）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年 - 令和5年)
介護職員	253,810円	242,680円	11,130円
看護職員	290,590円	283,450円	7,140円
生活相談員・支援相談員	277,800円	267,120円	10,680円
理学療法士・作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	286,820円	277,770円	9,050円
介護支援専門員	290,340円	279,500円	10,840円
事務職員	248,410円	239,550円	8,860円
調理員	212,250円	203,790円	8,460円
管理栄養士・栄養士	250,240円	242,590円	7,650円

注1)令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。

注2)基本給等は基本給(月額)+手当のうち毎月決まって支払われる手当(賃)手当、扶養手当、超過労働手当等を含まない。

注3)平均基本給等は10円未満を四捨五入している。

出典：第247回介護給付費分科会 資料2

■ 施設系（入所型）における看護職員、介護職員の離職率

施設系（入所型）	看護職員	介護職員
施設系（入所型）	15.4%	12.4%

※ 施設系（入所型）：短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）

出典：令和6年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

© 2025 Japanese Nursing Association . 2

令和7年11月20日

厚生労働省

老健局長 黒田 秀郎 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 秋山 智弥



介護分野における看護職員の処遇改善に関する要望書

物価高騰に伴うあらゆるコストの上昇が介護施設等の経営を圧迫しており、令和7(2025)年賃金引上げ等の実態に関する調査によると、2025年の全産業の賃金改定率4.4%に対し、医療・福祉分野は2.3%と差が拡大しています。他産業並みの賃上げ、労働に見合う処遇改善が実現されなければ、人材流出を招き、地域の医療・介護提供体制は崩壊します。

とりわけ、医療と介護の連携を強化し、住み慣れた場で人生の最期まで暮らし続けることを支える地域包括ケアシステムの構築に向けては、訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護(看多機)事業所、介護施設等における看護職員の確保・定着が不可欠です。

しかし、令和6年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料は、訪問看護事業所では医療保険分の割合で按分されるため、すべての訪問看護師の十分な処遇改善の原資にはなりません。加えて、介護保険における介護職員等処遇改善加算は、訪問看護及び居宅介護支援事業所は対象外となっています。訪問看護事業所で就業する看護職員の賃金は、病院勤務に比べて低く、早急な処遇改善がなければ看護職員の確保・定着は困難となります。

また、介護職員等処遇改善加算、及び介護人材確保・職場環境改善等事業は令和7年度までの措置となっています。介護従事者等の中で、介護施設・事業所の看護職員の賃金の伸びがもっとも低額であり、介護等分野における看護職員の離職率は介護職員よりも高い状況が続いている。

今後も増大する看護ニーズに応え、すべての地域、あらゆる世代の人々が、適切に医療・介護を受けられる社会を守り抜くため、以下の財政支援・措置につきまして格別のご高配を賜りますよう、強く要望します。

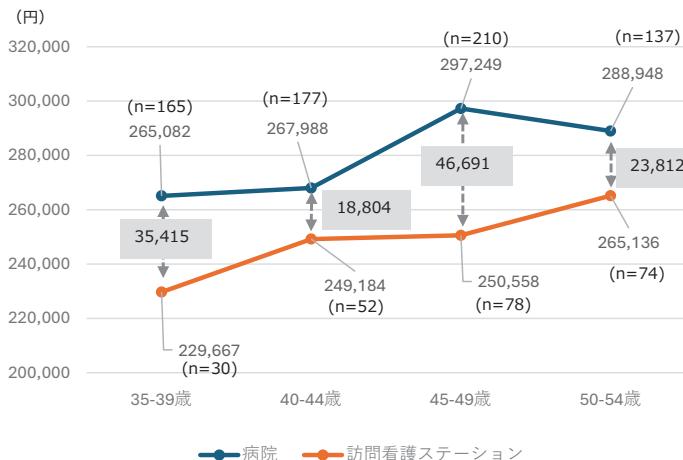
要 望 事 項

1. 令和7年度補正予算において、物価高騰・賃金上昇に苦しむ訪問看護・看護小規模多機能型居宅介護事業所・介護施設等で働く看護職員の処遇改善を目的とした支援策を講じられたい。
2. あわせて、令和8年度介護報酬改定にあたっては、介護職員等処遇改善加算の対象について、特定の職種に限定せず、看護職員を含む介護分野で働くすべての職員に拡大されたい。

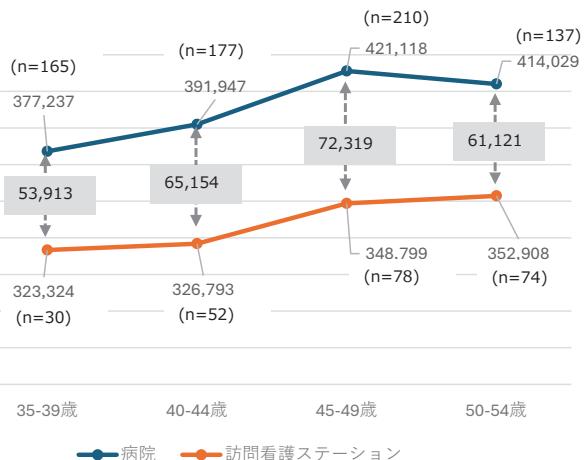
介護等分野に従事する看護職員の処遇改善(訪問看護師)

- 一般労働者と比較し、看護師の就業者が最も多い40代後半の月額賃金で9.5万円の差がある（2024年）。
- 訪問看護ステーションで働く看護師（非管理職・正規雇用フルタイム勤務）の賃金水準は、どの年代でも、病院で働く看護師よりも低い実態にある。
- 基本給与総額で約18,800～46,600円低く、税込み総額では夜勤手当の差も反映されるため、約53,900円～72,300円の差になる。
- 診療報酬のベースアップ評価料は、医療保険分のみが評価されるうえ、介護報酬の介護職員等処遇改善加算は訪問看護ステーションが対象になっていない。
- 訪問看護ステーションで働く看護師の、処遇改善に確実につながる原資が確保されていない現状にある。

■ 病院と訪問看護ステーションにおける、年代別正規雇用フルタイム勤務看護師（非管理職）の基本給与総額の比較（2025年1月の給与）



■ 病院と訪問看護ステーションにおける、年代別正規雇用フルタイム勤務看護師（非管理職）の税込み給与総額の比較（2025年1月の給与）



出典：2024年度 看護職員の賃金に関する実態調査（日本看護協会）のデータを用いて作成

© 2025 Japanese Nursing Association . 1

介護等分野に従事する看護職員の処遇改善(介護施設・事業所)

- 令和6年度9月末時点で介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを取得している施設・事業所のうち、介護職員以外への配分として、看護職員の処遇改善を実施した事業所は51.9%（複数回答）。看護職員の平均基本給等（月給・常勤の者）は前年度から7,140円増加しているが、他職種の伸びに比べると、もっとも低額である。
- 介護等分野における看護職員の離職率は、訪問介護員、及び介護職員（施設等）よりも高く、前年度に比べて離職率が上昇している。

■ 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における、介護職員以外への配分状況

介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答） ※上位5つを掲載	
看護職員	51.9%
生活相談員・支援相談員	50.8%
事務職員	37.9%
PT・OT・ST又は機能訓練指導員	34.3%
介護支援専門員	32.8%

出典：第247回介護給付費分科会 資料2

■ 介護サービス事業所における職種別の離職率

職種別の離職率



注1)離職(採用)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数
注2)介護職員（施設等）:訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員:訪問介護事業所で働く者。
介護職員とは「介護職員（施設等）」及び「訪問介護員」の2職種全体をいいます。

出典：第247回介護給付費分科会 資料2

■ 介護從事者等平均基本給等の状況（月給・常勤の者、職種別）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年 - 令和5年)
介護職員	253,810円	242,680円	11,130円
看護職員	290,590円	283,450円	7,140円
生活相談員・支援相談員	277,800円	267,120円	10,680円
理学療法士・作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	286,820円	277,770円	9,050円
介護支援専門員	290,340円	279,500円	10,840円
事務職員	248,410円	239,550円	8,860円
調理員	212,250円	203,790円	8,460円
管理栄養士・栄養士	250,240円	242,590円	7,650円

注1)令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。

注2)基本給等は基本給(月額)+手当のうち毎月決まって支給される手当(賃)手当、扶養手当、超過労働手当等を含まない。

注3)平均基本給等は10円未満を四捨五入している。

出典：第247回介護給付費分科会 資料2

■ 施設系（入所型）における看護職員、介護職員の離職率

施設系（入所型）	看護職員	介護職員
施設系（入所型）	15.4%	12.4%

※ 施設系（入所型）：短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）

出典：令和6年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

© 2025 Japanese Nursing Association . 2